

# 東日本大震災 災害対策情報

発行

仙台商工会議所

〒980-8414

仙台市青葉区本町 2-16-12

TEL. 022-265-8182

FAX.022-217-1551

## 未曾有の難局を乗り越え、 仙台経済の復興を！

東日本大震災により被害を受けられた会員事業所の皆様方に心からお見舞いを申し上げます。

今回の震災では、死傷者や行方不明者が多数にのぼり、特に沿岸部は、想像を絶する巨大津波により、さながら終戦直後のような惨状を呈しております。また、ライフラインが途絶え、交通・物流インフラなども大きな打撃を受け、住民生活を支える地域経済も危機的状況に瀕しております。

会員の皆さまにおかれましても、ご家族や従業員を亡くされ、あるいは、住む家や事業所を失い、悲嘆と苦境のさなかにある方が多数あることを思い、私も大変悲痛な思いをいたしております。

しかしながら、私たちは立ち上がらなければなりません。東北経済の中核を担う仙台経済の復興なくして宮城、東北における経済の未来はないと言っても過言ではありません。経済が動きださなければ地域の人々の暮らしに安寧はなく、まだまだ大変厳しい状況にはありますが、一日でも早く地域経済を再生させることが、私

ども経済人の責務であると思っております。

そのため、商工会議所といたしましては、いち早く、日本商工会議所や東北六県・宮城県内の商工会議所と連携し、災害対策本部を立ち上げ、政府や宮城県、仙台市などに対し、復旧・復興にむけた緊急的な要望を行うとともに、商工会議所を含む市内三カ所に緊急相談窓口を設置し、資金繰りや雇用問題をはじめとする被災事業者の皆さまからのさまざまな相談に応じる体制を整えております。

会員事業所の皆さまが、政府や商工会議所などの支援を生かしながら、事業所の再興に向け、日々、一步一步前進いただくことが、一日も早い地域の復興につながるものと思っております。

復興にむけた険しい道のりは、まだ始まったばかりではありますが、商工会議所は会員の皆さまとともに、力をあわせながら、この未曾有の難局を乗り越え、仙台経済を復興して参りたいと存じますので、会員の皆さまのご理解とご尽力を賜りますようお願い申し上げます。

仙台商工会議所 会頭 鎌田 宏

### お知らせ

平成23年度  
会費納入時期を  
延期します。

毎年4月に会員の皆様に年会費のお願いをさせて頂いておりましたが、この度の震災の影響を鑑み、平成23年度会費納入時期を延期いたします。今後の日程につきましては別途お知らせいたします。

全会員の  
現況確認を  
行っています。

現在当所では、会員の皆さまの直接・間接被害状況を把握するとともに、各種支援情報をお伝えするため、職員による訪問または電話での確認を実施しています。

東日本大震災の影響により商工会議所月報「飛翔」4月号は休刊いたします。

## 緊急相談窓口をご利用ください

会員の皆さまが震災からの早期復興を図るため、下記の緊急支援窓口を設置し、各種経営相談を承っております。

「災害関連融資制度」および「経営相談」等について、中小企業診断士、社会保険労務士、司法書士等の専門家や当所経営指導員が無料で相談に応じますのでご利用ください。

移動が困難なお客さまは  
まずはお電話でご相談ください

中小企業支援部

中小企業応援チーム

TEL 022-265-8127

	緊急経営相談窓口	緊急経営相談所	中小企業支援合同相談窓口
設置場所	仙台商工会議所1階	協同組合仙台卸商センター1階	仙台市情報・産業プラザ
設置期間	3月14日(月)から当分の間	3月28日(月)～4月28日(木)	3月18日(金)から当分の間
設置時間	午前9時～午後5時 4月中は土・日・祝日も開設	午前10時～午後3時 土・日・祝日も開設	午前9時～午後5時 4月中は土・日・祝日も開設
設置者	仙台商工会議所	仙台商工会議所	仙台商工会議所、日本政策金融公庫(国民生活事業、中小企業事業)*1、中小機構東北支部、仙台弁護士会*2、(社)宮城県不動産鑑定士協会*2、宮城県社会保険労務士会*2、宮城県土地家屋調査士会*2、宮城県司法書士会*2、(財)仙台市産業振興事業団 *1 土、日、祝祭日を除く。 *2 相談日、相談時間は不定期です。事前に下記「連絡先」までお問い合わせください。
住所	仙台市青葉区本町2丁目16-12	仙台市若林区卸町2丁目15-2	仙台市青葉区中央1丁目3-1 アエル5階
お問い合わせ	仙台商工会議所中小企業支援部 022-265-8127	現地連絡先 090-8786-8181 090-4476-7866 または仙台商工会議所中小企業支援部 022-265-8127	仙台市産業振興事業団 中小企業支援課 022-724-1122

## 金融支援情報

地震により被害を受けた中小・小規模企業の皆さまを対象とした「災害復旧貸付」等の情報をご紹介します。

## ① 災害関連融資制度のご案内

運営主体	仙台商工会議所	日本政策金融公庫(国民生活事業)
制度名	マル経融資(経営改善貸付) ※仙台商工会議所が日本政策金融公庫へ推薦する制度	災害貸付
対象者	商工会議所の経営指導を受けた方で、①常時使用する従業員が商業・サービス業は5人以下、製造業・建設業・その他の業種は20人以下の小規模事業者。(役員・家族従業員・パートを除く)②1年以上事業を営んでいること。③納付期限の到来している所得税(法人税)、事業税、住民税を完納していること。④日本政策金融公庫国民生活事業の非対象事業種でないこと	東日本大震災災害により被害を受けた方で、 ①事業所または主要な事業用資産について、全壊、流失、半壊、床上浸水その他これらに準ずる損害を受けた旨の証明を市町村等から受けた方(直接被害者) ②前①以外の方で、売上の減少、取引先が被災したため発生した売掛金の固定化等、災害が発生したことにより、間接的に被害を受けた方(間接被害者)
資金用途	経営改善に必要な事業資金(運転資金または設備資金)	被災によって生じた損害を復旧するために必要な運転資金および設備資金
融資限度額	1,500万円以内(運転・設備資金合わせて)	3,000万円以内(運転・設備資金合わせて)
返済期間	運転資金:7年以内 設備資金:10年以内	10年以内(普通貸付の場合)
据置期間	運転資金:1年以内 設備資金:2年以内	2年以内(普通貸付の場合)
利率	1.95%(H23年4月現在)	①り災証明書等を受けられた直接被害者および間接被害者)融資後3年間1.35%(特災利率) ※4年目以降は各融資制度に定められた利率 ②①以外の直接・間接被害者は各融資制度に定められた利率
保証人の有無	不要	法人:代表者 個人:家族
担保の有無	不要	—
問合せ先	022-265-8127	022-222-5173
所在地	仙台市青葉区本町2-16-12	仙台市青葉区中央1-6-35 東京建物仙台ビル9階
備考	災害貸付ではありません	特災利率の適用限度額は1,000万円

※最新の情報は直接確認をお願いいたします。

※り災証明書は、仙台市の各区役所の固定資産税担当課・総合支所にて受付。申請から発行までに時間がかかる場合もあります。

罹災証明書について

東日本大震災に対応する融資制度の利用や各種保険請求、税金や各種手数料の減免等にあたり、「罹災証明書」の提出を求められることが多々ありますので、罹災届出証明書（罹災証明書）の申請をしたことを証明する書類と併せて入手することをお勧めします。仙台市の罹災証明の申請窓口は左記の通りです。

【震災により被害を受けた事業者の方へ】  
災害関連の融資制度などを申込みされる方で、「罹災証明書」または「罹災届出証明書」の申請をされる場合は、できるだけ次のものを「用意ください」。

- 被害状況が確認できる写真（事業所、事業資産等）
- 被害を受けた市内事業所の所在地が確認できる住宅地図等
- （法人の場合）登記事項証明書（現在事項全部証明書または履歴事項全部証明書）の写し（二カ月以内のもの）

その他、被災の状況が確認できるもの

【申請に必要なもの】  
官公署発行の写真付の身分証明書（運転免許書、パスポートなど）  
被害状況がわかる写真

※震災により「用意できない場合は各窓口にご相談ください。  
※本人、同居の親族以外が申請する場合には委任状が必要  
※本人、同居の親族以外が申請する場合には委任状が必要  
※本人、同居の親族以外が申請する場合には委任状が必要

罹災証明の申請窓口

区役所名	担当部署	問合せ番号
青葉区役所	固定資産税課	022-225-7211
青葉区宮城総合支所	固定資産税課	022-392-2111
宮城野区役所	固定資産税課	022-291-2111
若林区役所	固定資産税課	022-282-1111
太白区役所	固定資産税課	022-247-1111
太白区秋保総合支所	税務住民課	022-399-2111
泉区役所	固定資産税課	022-372-3111

※電話はいずれも各区役所・総合支所の代表番号です

雇用関係支援情報

災害による事業所の休業等に伴い、従業員に支払う休業補償等に対する国の各種助成制度についてご紹介いたします。

〈雇用調整助成金の利用〉

経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が従業員の雇用を維持するために、一時的に休業を実施し休業手当を支払った場合、休業手当相当額の一部（中小企業で原則8割）の助成を受けられる制度です。

【主な支給要件】

最近二か月の生産量、売上高等がその直前の一か月または前年同期と比べ5%以上減少していれば対象となります。

〈雇用保険失業給付の特例措置〉

今回の地震で事業所が休止・廃止したために、従業員の方が

- ① 休業を余儀なくされ、賃金を受けることができない状態にある場合は、実際に離職していなくても失業給付（雇用保険の基本手当）を受給できます（休業）。
- ② 一時的に離職を余儀なくされた場合は、事業再開後の再雇用が予定されている場合であっても、失業給付を受給できます（離職）。

お問い合わせ

宮城労働局：TEL 022-2299-8063

震災対応資金繰り・雇用関連  
ワンストップセミナー

日時：平成23年4月22日（金）・4月27日（水）  
13時30分～16時（両日とも同内容）

会場：仙台商工会議所7階大会議室  
参加費：無料  
内容：講師

「災害復旧貸付をはじめとした各種制度融資のご紹介」  
日本政策金融公庫、宮城県信用保証協会等  
「震災時の労務・雇用・助成金について」  
特定社会保険労務士 豊嶋正孝氏  
※同封のチラシでお申込ください。

②保証協会の災害関係保証

申込資格要件	激甚災害について災害救助法が適用された地域又は政令で定める地域内に事業所を有し、かつ、激甚災害により直接被害を受けた中小企業者 ※東日本大震災災害の場合は全国の区域が対象となっています。
保証限度額	2億8,000万円 普通保険にかかる保証 2億円以内 無担保保険にかかる保証 8,000万円以内 特別小口保険（無担保無保証人）にかかる保証 1,250万円以内 中小企業者が組合等の場合は4億8,000万円以内 （注）上記金額は一般保証の別枠となります。ただし、セーフティネット保証（経営安定関連特例）と合算して2億8千万円の範囲内（普通保証2億円、無担保保証8千万円、特別小口保証1,250万円の範囲内）となります
対象資金	事業の再建復興に必要な資金
保証期間	運転資金10年以内（据置期間2年以内を含む） 設備資金15年以内（据置期間2年以内を含む）
貸付形式	手形貸付または証書貸付
返済方法	一括又は分割返済
担保・保証人	担保：必要に応じて提供していただきます 保証人：原則として法人代表者以外の保証人は不要です
信用保証料率	年0.70%（特別小口保険適用の場合は0.62%）
貸付利率	金融機関所定利率
保証割合	100%※責任共有制度対象外
添付資料	信用保証協会所定の申込書類のほか、市町村長の発行する罹災証明書の写し
取扱機関（適用期間）	激甚災害のあった日から政令で定める日まで ※東日本大震災災害の場合は平成23年3月11日から平成23年9月11日まで（政令により延長される場合もあります）

③小規模企業共済契約者の皆さまへ

災害時貸付の追加対策として、さらなる条件緩和が実施されています。

1 貸付金利の無利子化

0.9%↓無利子  
※家屋の倒壊や焼失等直接被害に遭われたご契約者さまが対象（間接被害の方は引き続き0.9%を適用）。

3 償還期間の延長および据置期間の設定

貸付額500万円以下の場合3年↓4年  
貸付額505万円以上の場合5年↓6年  
据置期間なし↓12ヶ月

お問い合わせ

中小企業支援部：TEL 022-2658127

2 貸付限度額の引き上げ

1000万円↓2000万円

# 2011年3月11日 東日本大震災発生以降の会議所の動き

## 一日も早い地域の復興へ向けて 通常議員総会を開催

三月二十二日(火)に通常議員総会を開催し、東日本大震災復興に向けた情報交換を行いました。

犠牲者の方々への黙祷を捧げた後、鎌田会頭は「経済人には責務がある。私たちが企業の再興に向けて日々一歩ずつ前進することが、一日も早い地域復興につながる。力を合わせて難局を乗り切ろう」と挨拶。河端宮城県経済商工観光部長および渡邊仙台市経済局長より、震災による被害状況のほか、一刻も早い復興に向けてまずは物流の回復を最優先に進めていくことなどが説明されました。

本会議の議題であった平成二十三年度の事業計画、予算については、復興に向けた取り組みを柱とし、緊急的な取り組みとして緊急相談窓口の設置、中心部での買い物情報提供サイトの立ち上げのほか、宮城県および東北六県商工会議所連合会との連携による要望活動などを盛り込み、五月通常議員総会においてあらためて提案することを決定。また、仙台を代表する七夕まつりについては、復興を願うイベントとして開催するとの方向性を示しました。



村井知事(左)に要望書を手渡す鎌田県連会長(3月24日)。

要望実施状況 (表2)	
3月23日(水)	岡部東北財務局長
3月24日(木)	豊國東北経済産業局長、徳山東北地方整備局長、清谷東北運輸局長、村井宮城県知事、奥山仙台市長
3月25日(金)	野田財務大臣、海江田経済産業大臣、大畠国土交通大臣、東北選出国會議員、各政党宮城県連ほか

## 経済活動の早期復興に向けた緊急要望を実施

三月二十四日(木)に宮城県商工会議所連合会(当所事務局)の鎌田宏会長が村井嘉浩宮城県知事を訪れ、ライフラインやインフラの復旧、中小企業への金融支援策、雇用維持、公共工事の地元優先発注などを盛り込んだ「東日本大震災への対応に関する緊急要望」を行いました(要望項目については表1参照)。

要望に対し村井知事からは「各要望について国や市町村と連携を図り、二つずつ具体的に解決を図りたい。経済界の協力なしには復興はなしえない。こうした状況では経済団体の存在はより重要性を増す。車の両輪として協力して一日も早い復興を実現しましょう」と力強い回答をいただきました。

当所では他の経済団体と連携して、政府、自治体への要望を実施している(実施状況については表2参照)ほか、被害状況の確認のため、企業への直接訪問や電話連絡による窓口相談の斡旋などを緊急に実施しています。今後は、会員企業をはじめ、地域経済の復興・発展に向けた中長期的な視点での活動を実施していきます。

当所では東北六県商工会議所連合会に「東日本大震災復興対策本部」を設置し、日本商工会議所と連携を図りながら、被災企業や東北地域全体を見据えた支援活動を行っています。

また、日本商工会議所では被災地域の商工会議所からの具体的な声も盛り込んだ、復旧・復興に関する要望書を取りまとめ、三月三十一日に菅内閣総理大臣を訪問し、早急な要望の実現を強く求めました。

## 要望項目一覧 (表1)

1. 避難住民の生活再建、安全・安心の確保(ライフラインの早急な復旧、仮設住宅の早急な建設、医療・学校教育の正常化など)
2. 復興のための、早急な物資(燃料、食料、復興資材など)の確保と物流インフラの復旧
3. 地域復興、産業復興へ向けた中小企業支援(金融支援、雇用維持、各種税制の特例措置等)、激甚災害へ対応した速やかな支援策の発動
4. ガレキ処理、被災建築物等の公費負担
5. 商工会議所など、地域支援、経営支援機能を持つ経済団体の維持支援
6. 岩手県、福島県等東北一体となった、宮城県復興ビジョンの早急な策定と実施、復興へ向けた予算の集中的な傾斜配分

掲載内容以外の  
復興に向けた各種支援策は  
当所ホームページを  
ご覧ください。

アドレス

<http://www.sendaicci.or.jp>



仙台市中心部の9つの商店街による復興へ向けた取り組みとして、市民の皆さまに安心して買い物をしていただくため、信頼できる店舗の営業情報を解りやすく、大量に発信できるオフィシャルサイトを開設しています。中心部でのお買い物に、ぜひご利用ください。

アドレス <http://www.aisurumachi.com/>